

埋蔵文化財に係る開発事業の取り扱いについて

インターネットでもご案内しています

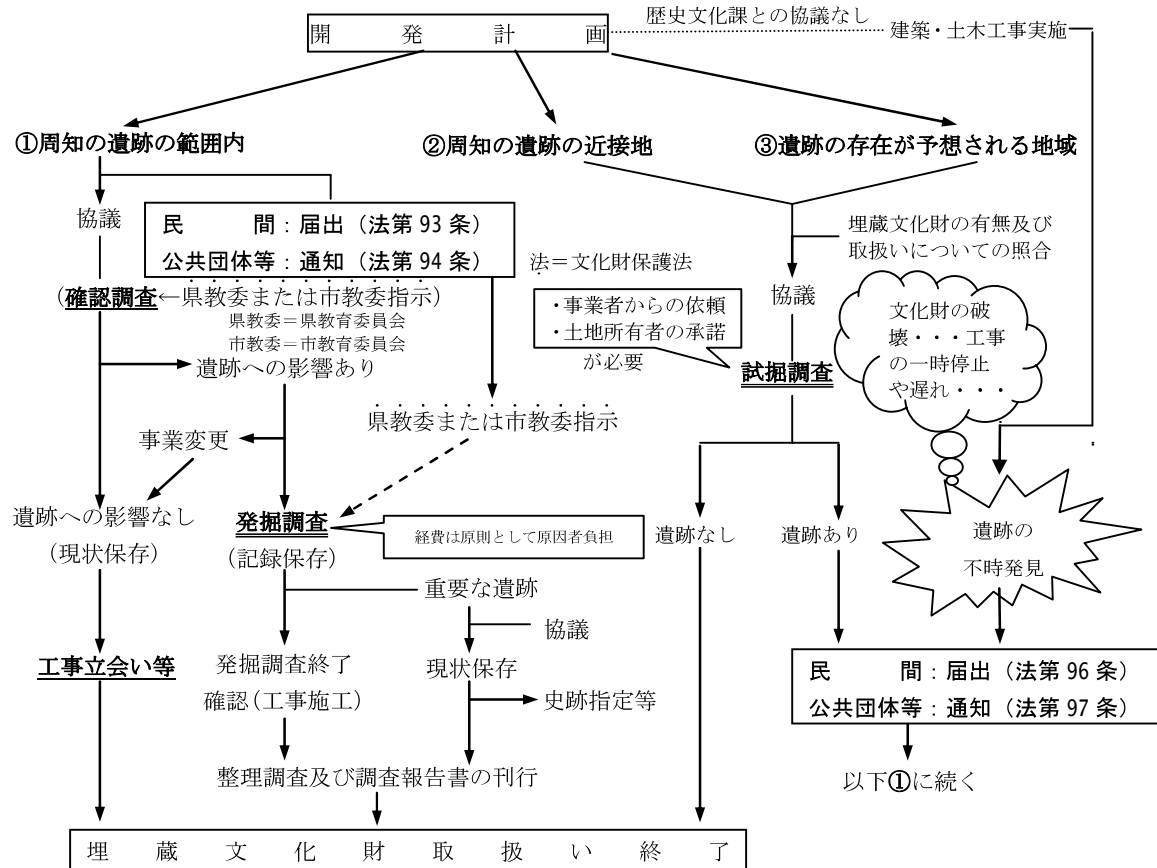
新潟市ホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp/index.html>) から「観光・文化・スポーツ」→「歴史・文化財」→「史跡・遺跡と埋蔵文化財」→「開発に伴う法的手続きについて (埋蔵文化財)」とリンクをたどる。

または直リンク

(<http://www.city.niigata.lg.jp/kanko/rekishi/maizobunka/kaihatsu/kaihatsu01.html>) へどうぞ。

建築・土木工事を実施するときには、その場所に埋蔵文化財包蔵地(遺跡)があるかどうかを確認する必要があります。次の場合には、埋蔵文化財の取り扱いについて協議が必要になりますので、計画の初期段階で早めにお問い合わせください。

- ①周知の遺跡(すでに確認された遺跡)の範囲内にある場合
- ②周知の遺跡に近接した場所である場合
- ③周知の遺跡はないが、遺跡の存在が予想される地域である場合



※遺跡分布図は歴史文化課で閲覧できます(原則として紙媒体による配布は行いません)

※確認調査・試掘調査の費用は原則として市が負担します

お問い合わせは・・・

○新潟市役所 文化スポーツ部歴史文化課(埋蔵文化財担当)

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

電話: 025-226-2580 ファックス: 025-226-0013

電子メール: rekishi@city.niigata.lg.jp

までどうぞ